

伊万里市税条例改正(案)及び伊万里市税徴収等の特例に関する 条例改正(案)についてのパブリックコメントの結果

伊万里市税条例及び伊万里市税条例等の特例に関する条例の一部改正（案）についての意見募集の結果、1人から5件の意見提出がありました。意見の概要と市の考え方は次のとおりです。

【意見】前納報奨金制度は、地方税法で認められた制度であり、次の点は、役割を終えているとはいえない。

- 1 失業・退職をした者にとって利便性が高い
失業・退職をした次の年度に課税される市県民税は、月々の収入が無い又は少なくなる者にとって極めて大きな負担となり、ついつい納付が滞るといことが起こる。しかし、前納報奨金制度があれば、今後の生活資金となる退職金をもって一括納付しようとするきっかけとなる。このことは、福祉的利点であり、特別徴収されている就業者との平等性の観点からは考慮する必要性が低い。

〈市の考え方〉退職等により月々の収入がなくなる、または、少なくなると、市県民税の納付の負担が大きくなると思いますが、納付の義務は変わりません。確かに、報奨金が一括納付のきっかけにはなりますが、退職金等で一括納付するかどうかは、個人の判断によるものと考えます。

- 2 県民税に係る前納報奨金の額は考える必要がない
市県民税に係る前納報奨金のうち県民税に係る部分は、県が補填するので、この額は市として負担するものではない。

〈市の考え方〉確かに、県民税に係る報奨金相当額は県から補てんがっておりますが、その補てん額は全体の6%程度となっております。

- 3 増えている固定資産税の前納報奨金制度利用者にとって利益を奪う
前納報奨金制度を利用する納税者は増えており、特に企業にとっては、預金利率より高い前納報奨金制度による利益は大きい。この制度が無くなれば一括前納をする意義は無くなることから、企業のほとんどが各期納付となるだろう。その額は大きく、これによって、市の資金繰りが狂う（夏季賞与などの支払い資金の借り入れなど）ことにもなるだろう。もちろん、わずかだろうが、滞納となる可能性が増える。
また、納税義務の継承が確実に継承されず、また、利益を得ることのない固定資産について、その固定資産税は、たとえ税額が小さくとも納付はしたくないものだ。前納報奨金制度があるから一括納付する方も多いのではないか。この場合は滞納税の差押えもできない。

〈市の考え方〉前納報奨金がなくなれば、期別納付に切り替える納税者も多くなると予測しています。税収の早期確保という点においては、影響が出ることも予想されますので、資金繰りについては、庁内で調整を行いながら慎重に対応したいと考えています。

また、期別納付に移行したことにより納め忘れ等が増えることも考えられるため、口座振替の推進や、コンビニ収納、スマホ決済による収納など、納付の利便性を図っているところです。

納税義務の継承については、相続人調査等により、確実に継承されるよう努めております。

4 国保税の納付率にも大いに寄与している

伊万里市の場合、やり方に妥当性があるかは疑問であるものの、国保税を含めて集合徴収していることから、国保税の納付率向上にも寄与している。

ただ、国保税が広域組合の目的税となる場合、集合徴収とすることが可能なのかという疑問もあり、また、国保税との集合徴収をしないならばもっと市県民税や固定資産税の全期前納は増加するだろうとも思われる。

〈市の考え方〉本市では市県民税、固定資産税、国保税の集合徴収を行っており、全期前納されることにより、報奨金がない国保税の収納率向上にも一部寄与していると考えます。

5 一括納付の場合の割引は市場の一般的な概念であり不公平なものではない

継続的なサービスの利用料等においては年額を一括して納める場合は、割引とすることが市場の一般的な概念であり、また、購入代金を割賦払いにする場合は割高とすることが市場の一般的な概念である。普通徴収の市税をこの概念にあてはめて考えてみれば、不公平という極端な考えには至らないのではないかと思われる。

〈市の考え方〉一括納付の場合の割引は、一般的な概念ではありますが、給与や年金からの特別徴収が増加しているなかで、報奨金の対象とならない納税者の方にとっては不公平が生じているとの意見も出ております。

※前納報奨金制度は、地方税法で認められた制度ではありますが、本市の厳しい財政状況の中で、前納報奨金の財源についても多方面の事業に活用すべきとの考えから、廃止を検討したものです。